

第3号様式(第4条)

許 可 証

31 鎌倉市指令ご減第39号

東京都大田区城南島四丁目5番10号
株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行 様

令和元年(2019年)6月14日付けで申請があった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和元年(2019年)9月6日

鎌倉市長 松尾 崇



事務所の所在地及び名称	鎌倉市大船六丁目1番1号 株式会社イトーヨーカドー大船店内 株式会社永野紙興
許可業種	<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 生ごみ <input checked="" type="checkbox"/> 紙くず <input checked="" type="checkbox"/> その他(一般廃棄物(ごみ))
対象事業所	別紙1のとおり
営業許可期間	令和元年(2019年)7月4日から 令和3年(2021年)7月3日まで
許可条件	別紙2のとおり

(注) この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。

許可番号 第6号